



長野県報

8月7日(木)
平成26年
(2014年)
第2596号

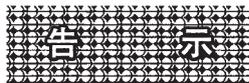
目次

告示

長野県医師研究資金貸与規程の一部改正（医療推進課医師確保対策室）	1
公共測量の実施（2件）（建設政策課）	2
道路の区域変更及び関係図面の縦覧（2件）（道路管理課）	2
道路の供用開始及び関係図面の縦覧（2件）（道路管理課）	2
昭和44年選告示第4号（地方自治法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律による直接請求をするための選挙権を有する者の数）の一部改正（選挙管理委員会）	3
昭和61年選告示第66号（公職選挙法に基づく個人演説会等を開催することができる施設）の一部改正（選挙管理委員会）	3
平成17年長野県人事委員会告示第2号（長野県個人情報保護条例第11条第1項ただし書の規定により口頭により請求することができる記録情報）の一部改正（人事委員会事務局）	4

公告

特定非営利活動法人の設立の認証申請（県民協働課）	4
特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請（3件）（県民協働課）	4
大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出及び届出書の縦覧（8件）（産業政策課サービス産業振興室）	5
大規模小売店舗立地法に基づく廃止の届出（産業政策課サービス産業振興室）	12
大規模小売店舗立地法に基づく聴取した意見の縦覧（産業政策課サービス産業振興室）	12
土地改良区の定款変更の認可（2件）（農地整備課）	12
一般競争入札（4件）（施設課）	13
一般競争入札（人材育成課）	16
正誤（情報公開・法務課）	17



長野県告示第399号

長野県医師研究資金貸与規程（平成19年長野県告示第131号）の一部を次のように改正します。

平成26年8月7日

長野県知事 阿部守一

第3条第2号中「社団法人日本医学放射線学会の規程による」を「公益社団法人日本医学放射線学会が認定する」に、「又は特定非営利活動法人日本臨床腫瘍学会の規則によるがん薬物療法専門医」を「一般社団法人日本臨床腫瘍学会が認定するがん薬物療法専門医、一般社団法人日本血液学会が認定する血液専門医又は一般社団法人日本病理学会が認定する病理専門医」に改める。

第4条第2項中「200万円」を「150万円」に改める。

第7条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の場合において、知事は、別に定める地域の医療機関にお

いてその業務に従事しようとする者が申請者（第3条第1号に該当する者に限る。）である場合には、その者を、他の申請者に優先して貸与を受ける者として決定することがある。

第8条中「前条第2項」を「前条第3項」に改める。

第9条第1項中「第7条第2項」を「第7条第3項」に改める。
様式第1号中「がん薬物療法専門医」の次に「血液専門医・病理専門医」を加える。

附則

この告示による改正後の長野県医師研究資金貸与規程の規定は、この告示の日以後に医師研究資金の貸与の決定をする者について適用し、同日前に医師研究資金の貸与の決定をした者については、なお従前の例による。

医療推進課医師確保対策室

長野県告示第400号

国土交通省北陸地方整備局千曲川河川事務所長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定による公共測量を実施する旨の通知がありました。

平成26年 8月 7日

長野県知事 阿部 守一

- 1 作業種類
公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間
平成26年 8月 1日から平成26年12月10日まで
- 3 作業地域
須坂市

建設政策課

長野県告示第401号

千曲市長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定による公共測量を実施する旨の通知がありました。

平成26年 8月 7日

長野県知事 阿部 守一

- 1 作業種類
公共測量（数値図化 地図情報レベル2500）
- 2 作業期間
平成26年 7月22日から平成26年12月17日まで
- 3 作業地域
千曲市

建設政策課

長野県松本建設事務所告示第7号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成26年 8月21日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県松本建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成26年 8月 7日

長野県松本建設事務所長 波間 寛

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 254号
- 3 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
松本市大字三才山字本郷山1830番の2073地先から 松本市大字三才山字本郷山1830番の2073地先まで	旧	m 4.4~11.3	km 0.2200
同 上	新	7.5~7.5	0.2180

道路管理課

長野県北信建設事務所告示第9号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成26年 8月21日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県北信建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成26年 8月 7日

長野県北信建設事務所長 新家 智裕

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 宮村湯田中停車場線
- 3 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
下高井郡山ノ内町大字寒沢字前坂521番1地先から 下高井郡山ノ内町大字寒沢字横内333番1地先まで	旧	m 10.8~13.9	km 0.1648
同 上	新	12.0~14.4	0.1648

道路管理課

長野県松本建設事務所告示第8号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成26年 8月21日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県松本建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成26年 8月 7日

長野県松本建設事務所長 波間 寛

- 1 路線名 254号
- 2 供用を開始する区間
松本市大字三才山字本郷山1830番の2073地先から
松本市大字三才山字本郷山1830番の2073地先まで
- 3 供用を開始する期日 平成26年 8月 7日

道路管理課

長野県北信建設事務所告示第10号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成26年 8月21日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県北信建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成26年 8月 7日

長野県北信建設事務所長 新家 智裕

- 1 路線名 宮村湯田中停車場線

- 2 供用を開始する区間
下高井郡山ノ内町大字寒沢字前坂521番1地先から
下高井郡山ノ内町大字寒沢字横内333番1地先まで
- 3 供用を開始する期日 平成26年8月7日

道路管理課

選告示第61号

昭和44年選告示第4号(地方自治法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律による直接請求をするための選挙権を有する者の数)の一部を次のとおり改正します。

平成26年8月7日

長野県選挙管理委員会委員長 深 沢 賢一郎

別表中 「

35,037
318,981

」 を 「

35,031
318,942

」 に、

「

38,720

」 を 「

38,617

」 に改める。

選挙管理委員会

選告示第62号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第161条第3項の規定により報告があったので、昭和61年選告示第66号(公職選挙法に基づく個人演説会等を開催することができる施設)の一部を次のとおり改正します。

平成26年8月7日

長野県選挙管理委員会委員長 深 沢 賢一郎

表中

「		「
松本市林業センター	” 大字入山辺4763番地1	”
松本市本郷地区福祉ひろば	” 浅間温泉2丁目9番2号	”
松本市里山辺地区福祉ひろば	” 大字里山辺2930番地1	”
松本市寿台地区福祉ひろば	” 寿台6丁目1番15号	”
松本市城東地区福祉ひろば	” 元町2丁目6番5号	”
松本市島内地区福祉ひろば	” 島内4970番地1	”
松本市田川地区福祉ひろば	” 渚1丁目1番9号	”
松本市島立地区福祉ひろば	” 大字島立3427番地1	”
松本市新村地区福祉ひろば	” 大字新村2179番地7	”
松本市岡田地区福祉ひろば	” 大字岡田町517番地の1	”
松本市内田地区福祉ひろば	” 大字内田2203番地の1	”
松本市庄内地区福祉ひろば	” 筑摩1丁目13番22号	”
松本市鎌田地区福祉ひろば	” 両島5番50号	”
松本市東部地区福祉ひろば	” 女鳥羽2丁目1番25号	”
松本市和田地区福祉ひろば	” 大字和田2240番地31	”
松本市第二地区福祉ひろば	” 本庄2丁目3番23号	”
松本市寿地区福祉ひろば	” 大字寿豊丘424番地	”
松本市今井地区福祉ひろば	” 大字今井2231番地の4	”
松本市神林地区福祉ひろば	” 大字神林1557番地の1	”
松本市笹賀地区福祉ひろば	” 大字笹賀2929番地	”
松本市第一地区福祉ひろば	” 中央1丁目9番21号	”
松本市第三地区福祉ひろば	” 中央4丁目7番28号	”
松本市安原地区福祉ひろば	” 旭2丁目11番13号	”
松本市中山地区福祉ひろば	” 大字中山3746番地1	”
松本市中央地区福祉ひろば	” 大手3丁目8番1号	”
松本市松南地区福祉ひろば	” 双葉4番8号	”
松本市梓川老人福祉センター	” 梓川梓2283番地2	”
松本市白板地区福祉ひろば	” 城西1丁目4番16号	”
を		」

「 松本市林業センター 松本市梓川老人福祉センター	” 大字入山辺4763番地1 ” 梓川梓2283番地2	” ”	」
---------------------------------	--------------------------------	--------	---

に、

「 松本市梓川農村環境改善センター 松本市四賀会館 松本市四賀保健センター	” 梓川梓2285番地 ” 会田691番地 ” 七嵐85番地2	” ” ”	」
--	---------------------------------------	-------------	---

を

「 松本市四賀保健センター	” 七嵐85番地2	”	」
------------------	-----------	---	---

に改める。

選挙管理委員会

長野県人事委員会告示第2号

平成17年長野県人事委員会告示第2号(長野県個人情報保護条例(平成3年長野県条例第2号)第11条第1項ただし書の規定により口頭により請求することができる記録情報)の一部を次のように改正し、平成26年8月7日以後に合格を発表する選考に係る記録情報から適用します。

平成26年8月7日

長野県人事委員会委員長 林 新一郎

表の身体障害者を対象とする長野県職員採用選考の項、身体障害者を対象とする長野県警察職員採用選考の項及び身体障害者を対象とする長野県市町村立小中学校事務職員採用選考の項中「身体障害者」を「身体障がい者」に改め、同表の長野県職員(技能労務職員)採用選考の項及び長野県警察職員(技能労務職員)採用選考の項を削り、同表の社会人経験者を対象とする長野県職員採用選考試験の項中「長野県職員採用選考試験」を「長野県職員採用選考」に、

「 1 第1次考査(教養考査)の点数及びその順位	第1次考査合格者については最終合格発表日から1年間、第1次考査不合格者については第1次考査合格発表日から1年間	を
-----------------------------	---	---

「 1 第1次考査に係る以下の記録情報 (1) 教養考査及び自己セールスシートによる考査の点数 (2) 合計点 (3) 合計点の順位(不合格者を含む) (4) 合格者の順位	同上	に
---	----	---

改める。

人事委員会事務局



公告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成26年8月7日

長野県知事 阿部守一

- 1 申請のあった年月日
平成26年7月25日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人千曲国際交流協会
- 3 代表者の氏名
春日 賢
- 4 主たる事務所の所在地
千曲市大字稲荷山245番地
- 5 定款に記載された目的

この法人は、地域を訪れるあるいは生活する全ての人々に対して、国際交流活動の推進事業や多文化共生の推進事業等を行い、世界に開かれた地域社会をつくることを目的とする。

県民協働課

公告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成26年8月7日

長野県知事 阿部守一